

教育長、教育委員、公平委員などの各種委員を紹介

教育長

3月の市議会定例会で同意を得て、4月1日付で三好賢治さんが教育長に任命され、再任しました。



三好 賢治さん (前橋市)

三好 賢治さん
教育委員会総務課 (☎27)2785)

公平委員

3月の市議会定例会で同意を得て、3月24日付で小久保剛利さんが公平委員に再任しました。



小久保 剛利さん (除ヶ町)

小久保 剛利さん
公平委員会事務局 (☎27)2701)

固定資産評価審査委員

3月の市議会定例会で同意を得て、3月24日付で市長から次の3人が固定資産評価審査委員に任命されました。同委員会では、委員長に前沢良昭さん、委員長代行に隅谷智さんが選出され、就任しました。



前沢 良昭さん (山王町)



隅谷 智さん (境米岡)



上原 好之さん (堀口町)

前沢 良昭さん
市民税課 (☎27)2715)

まちなかイノベーターを紹介します

官民連携の組織「まちなか活性化支援会議」では、伊勢崎駅を中心とするまちなかでの経済活力向上の取り組みを進めています。この取り組みをさらに推進するためにまちなかイノベーターを委嘱しました。

まちなかイノベーターとは

まちなかイノベーターは、地域の課題の解決に向き合うとともに、自らもまちなかの起業を目指す個人事業主型のまちなか地域おこし協力隊の愛称です。

市は、まちなかに新たなにぎわいを生み出す人材となるまちなかイノベーターを募集しました。選考の結果、次の2人にまちなかイノベーターを委嘱することが決まりました。

- 皆瀬勇太さん
- 関口咲季子さん

まちなかイノベーターの活動

①「まちなか活性化支援会議」と連携して、まちなかに、にぎわい(経済活力)の向上を生み出すための活動に取り組み

②まちなかが抱える課題の解決につながる新しい仕事を創

まちなかイノベーターの活動

①「まちなか活性化支援会議」と連携して、まちなかに、にぎわい(経済活力)の向上を生み出すための活動に取り組み

②まちなかが抱える課題の解決につながる新しい仕事を創



まちなかイノベーターに就任した関口さん(左)、皆瀬さん(右)と臂市長(中)

まちなかイノベーター就任式を開催

まちなかイノベーターに決定した2人の就任式を開催しました。

問い合わせ 商工労働課 (☎27)2754)

り出すために、自らの将来設計や起業の準備を行う

期間 本年4月1日から令和6年3月31日まで

教育委員

3月の市議会定例会で同意を得て、3月24日付で野口理英子さんが教育委員に任命され、就任しました。



野口 理英子さん (高崎市)

野口 理英子さん
教育委員会総務課 (☎27)2785)

行政相談委員

4月1日付で、総務大臣から次の5人が行政相談委員に委嘱され、再任しました。

- 浅見頼好さん
 - 吉沢卓さん
 - 笠原則男さん
 - 小保方重吉さん
 - 萩原裕子さん
- 問い合わせ 人権課 (☎27)2730)

新型コロナウイルスワクチン 令和5年度接種のお知らせ

新型コロナウイルスワクチン接種を無料で受けられる期間が令和6年3月31日(日)まで延長されました。令和5年の春開始接種や接種券の発送などについてお知らせします。

健康づくり課 (☎27)6275)

令和5年春開始接種

期間 5月8日(月)から8月末まで(予定)

対象 初回接種(1回目・2回目接種)まで接種済みで、前回の接種から3カ月以上が経過した次のいずれかに該当する人

- 65歳以上の高齢者
 - 医療機関や高齢者・障害者施設などの従事者
 - 基礎疾患がある人
- ※基礎疾患に該当するかの判断に迷う場合は、かかりつけ医に相談してください
- その他重症化リスクが高いと医師が認める人

接種券の発送

令和5年2月までにオミクロン株対応ワクチンを接種した65歳以上の人には接種券を一括で発送します。

発送日 4月25日(火)

※対象者が3回目・4回目・

5回目の接種券を持っている人は、その接種券で接種できます

接種券発行申請が必要な人

基礎疾患がある人やその他重症化リスクが高いと医師が認める人は、市ホームページまたは市コールセンターから申請してください。医療機関や高齢者・障害者施設などの従事者は、下表のとおり接種券の発行申請をしてください。

新型コロナウイルス接種の予約方法

- 医療機関へ電話をして予約
- ぐんまワクチン接種センター予約システムから予約
- 市新型コロナウイルスワクチンコールセンター(☎05701017394)に電話をして予約

医療機関などの従事者の申請方法

勤務先の接種希望人数	申請方法
4人以下の場合	個人ごとに ●市ホームページから電子申請 ●市コールセンターから申請
5人以上の場合	勤務先ごとに 市ホームページから申請書をダウンロードして申請



▲新型コロナウイルスについてはこちら

令和4年度の追加接種

現在接種が行われている令和4年度のオミクロン株対応ワクチンの追加接種は、5月7日(日)までです。まだ接種を受けていない人で、令和5年春開始接種の対象になつておらず、令和4年度の追加接種を希望する場合は、必ず期限までに接種してください。※予約方法は医療機関への電話予約のみです

創業促進サポート補助金を交付

市内における創業を促進し、地域経済の活性化を図るため、市内で創業する人に、創業に必要な経費の一部を補助します。

申請できる人 次の条件を全て満たす人

- 本年度に市内で創業する人
- 市税の滞納がない人
- 市特定創業支援事業の支援を受けた人
- 個人が創業する場合は、創業時に市内に住所がある人、新たに会社を設立して事業を開始する場合は、主たる事業所を市内に設置する人
- 必要な資格や許可を既に取得または取得見込みの人
- 申請時に事業を営んでおらず、他の法人の代表や役員でもない人
- 3年以上継続して事業を行う意欲があり、原則週30時間以上営業を行う人
- 事業所の設置について、商工会議所・商工会などへ情報提供することに同意できる人
- 伊勢崎市暴力団排除条例第2条第3号と第4号の規定に該当しない人
- 過去にこの補助金の交付を受けていない人

対象経費 事業所改装費、備品購入費、販売促進経費

※交付決定前に着手した経費は対象外です。経費の最低金額や、市内の事業者へ発注することなどの条件があります

補助金額 対象経費の2分の1以内

※上限額は100万円で、千円未満は切り捨てです

※市が定める中心市街地区域に事業所を設置する場合は、上限額150万円です

申し込み 申請書に必要な書類を添えて直接商工労働課へ

※交付決定額が予算額に達した場合は、その時点で受け付けを終了します

※申請書は商工労働課にあります。市ホームページからダウンロードもできます

問い合わせ 商工労働課 (☎27)2754)

* * *

対象とならない事業の例

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に該当する事業
- 他の人が行っていた事業を承継して営む事業
- フランチャイズ契約などに基づく事業 など